
令和 6 年 第 2 回

砺波市議会臨時会議案

令和 6 年 5 月 1 5 日

第 2 回 砺波市議会臨時会

令和6年第2回砺波市議会臨時会議案目次

1	議案第29号	令和6年度砺波市一般会計補正予算（第1号）……………	1
2	議案第30号	砺波市税条例の一部改正について……………	5
3	議案第31号	砺波市下水道条例の一部改正について……………	6
4	議案第32号	砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について……………	7
5	議案第33号	砺波市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について…	8
6	議案第34号	工事請負契約の締結について……………	9
7	議案第35号	富山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について……………	10
8	報告第2号	専決処分の承認を求めることについて……………	11
	専決処分第1号	砺波市税条例の一部改正について……………	12
	専決処分第2号	砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について……………	22

議案第 29 号

令和 6 年度砺波市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度砺波市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 82,506 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23,526,506 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 5 月 15 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,488,560	21,951	2,510,511
	2 国庫補助金	740,645	21,951	762,596
15 県支出金		1,533,194	11,930	1,545,124
	2 県補助金	638,527	11,930	650,457
19 繰越金		100,000	21,825	121,825
	1 繰越金	100,000	21,825	121,825
20 諸収入		935,784	8,400	944,184
	5 助成金	30	8,400	8,430
21 市債		1,413,936	18,400	1,432,336
	1 市債	1,413,936	18,400	1,432,336
補正されなかった款項に係る額		16,972,526	—	16,972,526
歳入合計		23,444,000	82,506	23,526,506

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,567,000	8,400	2,575,400
	1 総務管理費	1,929,827	8,400	1,938,227
6 農林水産業費		921,156	14,784	935,940
	1 農業費	230,163	14,784	244,947
8 土木費		2,280,548	4,700	2,285,248
	5 住宅費	174,286	4,700	178,986
10 教育費		2,392,815	52,622	2,445,437
	2 小学校費	496,557	300	496,857
	5 社会教育費	611,150	52,322	663,472
11 災害復旧費		17,364	2,000	19,364
	1 農林水産業施設 災害復旧費	7,000	2,000	9,000
補正されなかった款項に係る額		15,265,117	—	15,265,117
歳 出 合 計		23,444,000	82,506	23,526,506

第2表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起 債 の方法	利 率	償 還 の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
社 会 教 育 事 業 費	49,100	18,400	67,500	補正前に 変わらず (普通貸借 又は証券発 行)	補正前に 変わらず (5.0 %以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率))	補正前に 変わらず (借入れの 年から据置 期間を含め 30年以内に 元利均等若 しくは元金 均等で償還 する。ただ し、市財政 の都合によ り繰上げ償 還し、償還 期限を短縮 し、又は低 利債に借り 換えること ができるも のとする。 なお、借入 先の融通条 件がある ときは、こ れに従うこ とができる。)

議案第 30 号

砺波市税条例の一部改正について

砺波市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 5 月 15 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市税条例の一部を改正する条例

砺波市税条例（平成 16 年砺波市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「及び第 3 号」を「、第 3 号及び第 4 号」に改め、「（同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」を削る。

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）第 56 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

（2）第 34 条の 7 第 1 項の改正規定、附則第 4 条の 2 を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 2 号に掲げる規定による改正後の砺波市税条例第 34 条の 7 第 1 項の規定の適用については、同項中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。））」とする。

議案第 31 号

砺波市下水道条例の一部改正について

砺波市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 5 月 15 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市下水道条例の一部を改正する条例

砺波市下水道条例（平成 16 年砺波市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 2 号中「専属」を「選任」に改め、「氏名」の次に「並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」を加え、同条第 3 項第 2 号中「定款」の次に「又は寄付行為」を、「住民票」の次に「、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する在留カードをいう。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書をいう。）」を加え、同項第 4 号中「専属」を「選任」に改める。

第 9 条第 1 項第 1 号中「が 1 人以上専属」を「を選任」に改める。

第 10 条第 1 項中「専属させ」を「選任し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 2 号

砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について

砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 5 月 1 5 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例（平成 2 7 年砺波市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「特定業務施設をいう。）」の次に「及び法第 5 条第 4 項第 5 号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの」を加える。

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 9 日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 9 日以後に新設され、又は増設される特定業務施設の用に供する減価償却資産及び土地について適用し、同日前に新設され、又は増設された特定業務施設の用に供する減価償却資産及び土地については、なお従前の例による。

議案第 33 号

砺波市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定
資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

砺波市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課
税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 5 月 15 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定
資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

砺波市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課
税免除に関する条例（令和 4 年砺波市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の砺波市過疎地域の持続的
発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の規定
は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 34 号

工事請負契約の締結について

砺波市砺波総合運動公園野球場スコアボード改修工事（設計・施工）について、次のとおり請負契約を締結するものとする。

令和6年5月15日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 砺波市砺波総合運動公園野球場スコアボード改修工事（設計・施工） |
| 2 契約の金額 | 金178,200,000円 |
| 3 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 契約の相手方 | 東京都府中市東芝町1番地
東芝E I コントロールシステム株式会社 府中事業所
事業所長 朝広 英明 |

議案第 35 号

富山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項及び第 291 条の 11 の規定により、富山県後期高齢者医療広域連合規約を次のように変更することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 15 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

富山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

富山県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 1 月 10 日富山県指令市第 965 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 の 2 及び 3 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年5月15日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

- 1 砺波市税条例の一部改正について
- 2 砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について

専決処分第 1 号

砺波市税条例の一部改正について

砺波市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 3 0 日 専 決

砺波市長 夏 野 修

砺波市税条例の一部を改正する条例

砺波市税条例（平成 1 6 年砺波市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 1 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 5 1 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 7 1 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 7 1 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 1 3 9 条の 3 第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 1 3 9 条の 3 第 3 項中「によって」を「により」に改める。

附則第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第 5 条の 2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第 3 1 4 条の 2 第 1 項

第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところに

よる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に

係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当

する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、

特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第４７条の５第２項の規定により読み替えられた第４７条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

４ 前項の規定の適用がある場合における第４７条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第７条の７第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

５ 令和６年度分の個人の市民税につき第４７条の６第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和７年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第７条の８ 令和７年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の１２第３項及び第４項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和７年度分特別税額控除額を、同条第３項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第３４条の３、第３４条の６から第３４条の９まで、附則第５条第２項、附則第７条第１項、附則第７条の３の２第１項、附則第７条の４及び附則第９条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第８条第２項中「前条」を「附則第７条の４」に改め、同条第３項中「第３４条の９第１項」の次に「、附則第７条の５第１項及び前条」を加え、「同項中」を「第３４条の９第１項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第７条の５第１項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第８条第２項及び」と、前条中「附則第７条の４及び」とあるのは「附則第７条の４、次条第２項及び」とする」に改める。

附則第１０条の２第１４項を削り、同条第１３項を同条第１４項とし、同条第１２項中「附則第１５条第２５項第３号ハ」を「附則第１５条第２５項第４号ハ」に改め、同項を同条第１３項とし、同条第１１項中「附則第１５条第２５項第３号ロ」を「附則第１５条第２５項第４号ロ」に改め、同項を同条第１２項とし、同条第１０項中「附則第１５条第２５項第３号イ」を「附則第１５条第２５項第４号イ」に改め、同項を同条第１１項とし、同条第９項中「附則第１５条第２５項第２号ハ」を「附則第１５条第２５項第３号ハ」に改め、同項を同条第１０項とし、同条第８項中「附則第１５条第２５項第２号ロ」を「附則第１５条第２５項第３号ロ」に改め、同項を同条第９項とし、同条第７項中「附則第１５条第２５項第２号イ」を「附則第１５条第２５項第３号イ」に改め、同項を同条第８項とし、同条第６項の次に次の１項を加える。

７ 法附則第１５条第２５項第２号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は７分の６とする。

附則第１０条の２第１５項中「附則第１５条第３３項」を「附則第１５条第３２項」に改め、同条第１７項を同条第１８項とし、同条第１６項を同条第１７項とし、同条第

１５項の次に次の１項を加える。

１６ 法附則第１５条第３８項に規定する条例で定める割合は２分の１とする。

附則第１０条の３第１４項を同条第１５項とし、同条第１３項中「附則第７条第１７項」を「附則第７条第１８項」に改め、同項を同条第１４項とし、同条第１２項中「附則第７条第１６項各号」を「附則第７条第１７項各号」に改め、同項を同条第１３項とし、同条第１１項中「附則第７条第１１項各号」を「附則第７条第１２項各号」に改め、同項を同条第１２項とし、同条第１０項中「附則第７条第１０項各号に規定する」を「附則第７条第１１項各号に掲げる」に改め、同項を同条第１１項とし、同条第９項中「附則第７条第９項各号」を「附則第７条第１０項各号」に改め、同項を同条第１０項とし、同条第８項中「附則第７条第８項各号」を「附則第７条第９項各号」に改め、同項を同条第９項とし、同条中第７項を第８項とし、第３項から第６項までを１項ずつ繰り下げ、第２項の次に次の１項を加える。

３ 市長は、法附則第１５条の７第１項又は第２項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第５条第４項に規定する管理者等から、法附則第１５条の７第３項に規定する期間内に施行規則附則第７条第４項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第１５条の７第１項又は第２項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項又は第２項の規定を適用することができる。

附則第１１条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１１条の２の見出し中「令和４年度又は令和５年度」を「令和７年度又は令和８年度」に改め、同条第１項中「令和４年度分又は令和５年度分」を「令和７年度分又は令和８年度分」に改め、同条第２項中「令和４年度適用土地又は令和４年度類似適用土地」を「令和７年度適用土地又は令和７年度類似適用土地」に、「令和５年度分」を「令和８年度分」に改める。

附則第１２条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあっては、１００分の２．５）」及び「（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第２項及び第３項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改め、同条第４項及び第５項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１３条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則

第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行し、この条例による改正後の砺波市税条例（以下「新条例」という。）附則第5条の2及び附則第6条の規定は、令和6年2月21日から適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

専決処分第2号

砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について

砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月30日 専 決

砺波市長 夏 野 修

砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例（平成27年砺波市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月31日から施行する。